桜井警察署　速度取締り指針（令和６年上半期）

令和５年１２月
奈良県桜井警察署

★ 下記の路線、時間帯を重点に速度取締り活動を推進します。
★ 重点以外の場所、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。
★ 交通事故発生状況により、重点路線等を変更する場合があります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道１６５号	14:00～16:00	初瀬、吉隠、榛原地区	指定50km/h
国道１６６号	6:00～8:00	粟原、大宇陀地区	指定50km/h
国道１６９号	10:00～12:00	粟殿、三輪、芝地区	指定50km/h
中和幹線	10:00～12:00／14:00～16:00	全　区　間	法定60km/h

管内の人身事故発生状況

比較期間 ① 第1期（R3.1.1～R3.10.31）
② 第2期（R4.1.1～R4.10.31）
③ 第3期（R5.1.1～R5.10.31）

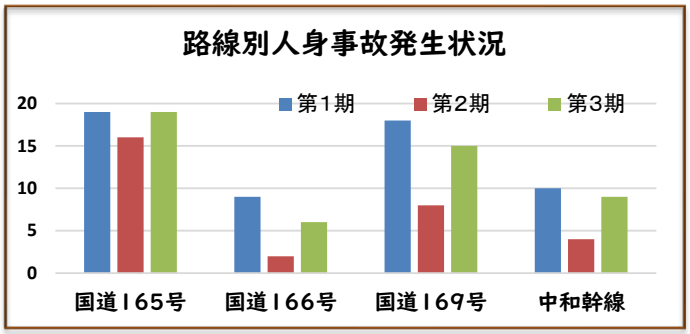

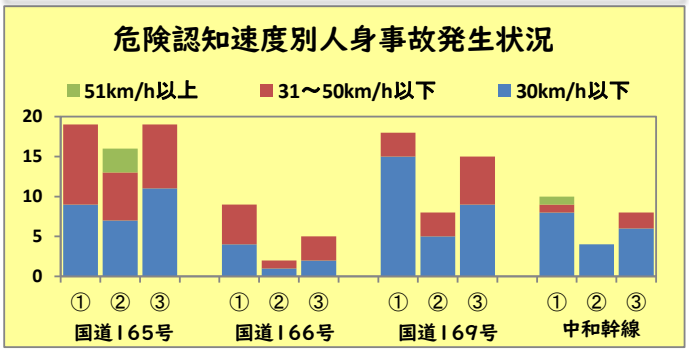

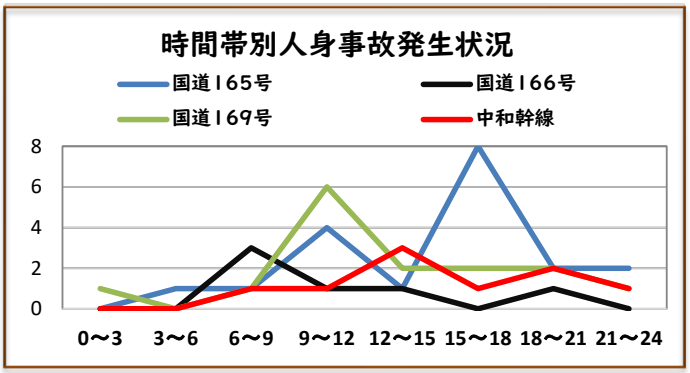

【管内の交通事故発生状況】
本年10月末の交通事故発生状況は、交通死亡事故が2件、人身事故が113件（昨年同期比＋12件）、物損事故が1,965件（昨年同期比＋78件）発生しています。

【路線別人身事故発生状況】
国道165号を除き、令和3年よりは人身事故の発生が減少しているものの、全ての路線で昨年よりも増加しています。

【危険認知速度別人身事故発生状況】
第3期中において危険認知速度が高速度（51km/h以上）となる人身事故の発生はゼロであるも、危険認知速度が中速度（31km/h以上）となる人身事故の発生は、全ての路線で昨年よりも増加しています。
※ 危険認知速度とは・・・事故直前に運転者が危険を感じた時の速度を言います。

【時間帯別人身事故発生状況】
過去3期中の全重点路線での人身事故は
9時～12時、15時～18時
が事故多発時間帯となっています。
重点路線別では、
・国道165号　15時～18時
・国道166号　6時～9時
・国道169号　9時～12時
・中和幹線　12時～15時
が、特に事故多発時間帯となっております。

今 後 の 方 針

● 各重点路線での事故発生件数を減らすため、事故多発時間帯を中心に速度取締りを推進します。
● 本年10月末時点で、死亡事故が2件発生していることから、交通死亡事故等重大事故の発生抑止に向け、実効性のある速度取締りを継続的に推進します。
● 通学路や生活道路を中心に、可搬式速度違反自動取締装置（通称：可搬式オービス）を活用した速度取締り（特に、通学児童や地域住民の安全確保に向けた取組み）を推進します。

その他の交通指導取締り要点

重大事故に繋がるおそれの高い歩行者や自転車利用者が関係する事故を抑止するため、歩行者・自転車利用者が多い通学路・生活道路等を中心に、横断歩行者妨害等の取締りを推進するほか、歩行者には正しい横断方法の指導を、自転車利用者にはルールの遵守とマナー向上を目的とした指導取締りを推進します。